

障害者雇用優良事業所を募集します

1 趣旨

障害者を積極的に多数雇用している事業所を、「障害者雇用優良事業所」として認定し、その努力と功績を称えるとともに、これを県民一般に周知し、障害者の雇用促進と職業の安定を図る（平成20年度創設）。

2 認定基準

毎年、6月1日現在における障害者の雇用割合が高く、かつ障害者の雇用に関して常に積極的であるとともに、雇用が安定しており、労務管理についても万全を期し、障害者の定着率が高くその成果が特に顕著なものうち、次のいずれにも該当する事業所とする。

- (1) 当該事業所が本年度6月1日現在において、障害者を5人以上雇用しているとともに、過去4年間の6月1日現在において、障害者を3人以上雇用していること。
- (2) 当該事業所が本年度6月1日現在において、法定雇用率を達成しているとともに、過去3年間の6月1日現在において、それぞれの時点の法定雇用率を達成していること。
- (3) 障害者をはじめ、従業員の定着率が常に良好であること。
- (4) 労務管理が良好であり、障害者が働きやすい職場環境づくりにも積極的に取り組み、他の事業所の模範となる事業所であること。
- (5) 自らの責任による労働災害を起こしていないこと。
- (6) 労働関係法令に違反したことがないこと。
- (7) 県外に本社がある事業所は、法人全体かつ県内の支社等で(1)から(6)を満たすこと。
- (8) 県外に本社がある事業所で、県内に支社等がない場合は認定の対象外とする。

3 募集期間

令和5年3月31日（金） ～ 令和5年4月21日（金）

4 応募方法

障害者雇用優良事業所認定要領を参照の上、認定申請書及び、認定にかかる調書を下記「7 応募先」まで郵便で提出する。

【参考】障害者雇用優良事業所募集ホームページアドレス

https://www.pref.kagawa.lg.jp/shogaifukushi/shuroshien/yuryojigyosho_boshu.html

5 優良事業所の決定

障害者雇用に熱心な事業所を公募し、令和5(2023)年5月頃に審査のうえ認定する。なお、審査にあたっては香川労働局など関係機関の協力を得る。

6 認定の方法

認定については、ホームページなどで公表するとともに、香川県知事の認定証を交付する。

7 応募先・お問合せ先

〒760-8570（住所不要）

香川県健康福祉部障害福祉課 施設福祉・就労支援グループ

(TEL) 087-832-3293 (FAX) 087-806-0240

E-mail shogaifukushi@pref.kagawa.lg.jp